

様式第4号の2(第10条関係)

個人情報取扱委託事務概要書

令和元年7月1日現在

事務の名称	プレミアム付商品券事業 (個人情報取扱事務登録簿 登録番号 10 )	
事務の目的	プレミアム付商品券引換券の発券	
所管課	福祉推進課	
対象者	平成31年1月1日現在島本町の住民基本台帳に登録されていた者のうち平成31年度住民税非課税者	
受託者の名称	富士通(株)	
委託事務の内容	プレミアム付商品券対応システム構築	
基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 課税・納税 <input type="checkbox"/> 取引の状況 <input type="checkbox"/> 債務の状況 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
心身の状況	生活の状況	制限記録項目
<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教 <input type="checkbox"/> 人種・社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪に関する事項 <input type="checkbox"/> 審議会意見事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
備考		



# 業務委託契約書

1	委託業務の名称	プレミアム付商品券事業システム業務委託											
2	履行場所	島本町役場											
3	履行期間	令和元年6月17日から令和2年3月31日											
4	業務委託料		十億		百万	8	6	4	千	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				百万	6	4	千	0	0	0	0	円
5	契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約保証金 円 <input type="checkbox"/> 契約保証金に代わる担保の提供（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 有価証券等の提供（島本町財務規則第98条第1項） <input type="checkbox"/> 金融機関等の保証（島本町財務規則第115条第2項第1号） <input checked="" type="checkbox"/> 免除（島本町財務規則第117条第3号による。） <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券による保証（保証の額 円） <input type="checkbox"/> 履行保証保険契約の締結（保証の額 円） <input type="checkbox"/> その他											
6	適用除外条項												

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月17日

住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
 発注者 島本町  
 氏名 代表者 島本町長 山田 紘平 印

住所 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番6号  
 受注者 富士通株式会社 関西支社  
 氏名 代表者 支社長 梅原 洋三

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第12条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第46条の規定に基づき、発注者と受注者が協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(法令上の責任等)

- 第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとした場合はこの限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当核保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第10条 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督職員)

第11条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第12条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第12条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第13条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の

内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第20条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を

発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第21条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第24条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見

を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第26条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第27条の2第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第27条の2 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第44条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料

の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第28条 発注者は、第9条、第16条から第22条まで、第25条又は第26条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第29条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第30条 前条第6項の規定に関わらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から修補が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払)

第31条 受注者は、第29条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第29条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第32条 発注者は、第29条第4項若しくは第5項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことにより受注者の費用が増加し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加した費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

(部分引渡し)

第33条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第29条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第5項及び第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第29条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第5項及び第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第29条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止)

第34条 受注者は、発注者が第33条において準用される第31条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中断した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第35条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第29条第2項(第33条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第29条第4項又は第5項(第33条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による成果物の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から2年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
- 5 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 7 受注者が発注者の指定する期間内に、瑕疵の修補に応じないときは、発注者は受注者に代わりこれを行うことができるものとし、その費用は受注者が負担する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第36条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めるときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(第30条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額)から第33条に規定する部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料10分の2に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条

第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から年5パーセントの割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(4) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(5) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

(6) 第42条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 前各号のほか契約事項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（誓約書の提出）

第39条 受注者及び島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要

でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第40条 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

第41条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第38条第1項及び前条第1項、第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第42条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第18条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(解除の効果)

第43条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第33条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第33条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第44条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第33条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、器具、仮設物その他の物件（第8条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等はこの契約の解除が第38条又は第40条の規定によるときは受注者が負担し、第41条又は第42条の規定によるときは発注者が負担する。

(2) 器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条又は第40条の規定によるときは発注者が定め、第41条又は第42条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第45条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第46条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から業務委託料の支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合において、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（紛争の解決）

第47条 この契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者

から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第13条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

（人権啓発研修）

第48条 受注者は、この契約に基づき受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

（個人情報の保護）

第49条 受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）

第16条第1項に基づく次の事項を順守しなければならない。

- (1) 提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。
- (2) 提供資料等の目的外利用の禁止
- (3) 提供資料等の複写及び複製の禁止
- (4) 事故発生時の報告の義務
- (5) 提供資料等の返還義務
- (6) 知り得た個人情報に関し、条例第28条等の罰則の規定に抵触したときは処罰される場合がある。

（消費税等額の変動）

第50条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（契約外の事項）

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。



# 仕様書

本仕様書は、島本町(以下「発注者」という。)から富士通株式会社(以下「受注者」という。)へ委託された、「プレミアム商品券対応業務」による対象業務を、受注者が受託するにあたり受託内容について発注者と受注者で確認するものです。

件名(対象業務名)

プレミアム商品券対応業務

## [ 内 容 ]

別表1. 作業内容

別表2. 契約の前提となる条件

別表3. 対象システムの範囲

別表4. 発注者と受注者との役割分担

別表5. 主任担当者および推進体制図

別表6. 受注者の作業のために発注者が貸与するドキュメント

別表7. 納入物品一覧

別表8. 作業環境、貸与設備、貸与ソフトウェア等

別表9. 検査期間

別表10. 著作権の取扱い

別表11. その他

## 別表1. 作業内容

### 1.1 作業概要

- ・ 消費税・地方消費税率の引き上げが低所得者・子ども子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券の発行を国の財政支援のもと市区町村が実施する事業が開始される予定となっている。  
本件のシステム対応として、令和元年9月頃からの商品券購入引換券交付に向けて、プレミアム商品券事業システムの導入・適用作業として、パッケージ説明(打合せ)、パッケージ適用(PC端末設定)・、連携データ作成・データセットアップ、テスト作業、イベント支援作業を行う。

### 1.2 作業内容

#### ◇ プレミアム付商品券事業システム対応業務

本作業として、以下と行うものとする。

1. 打合せ、適用準備、パラメータ確認・検討
  - ・ 打合せ、資料準備
  - ・ パッケージ適用準備、詳細内容確認、パラメータ検討
2. 端末機器導入・環境構築
  - ・ クライアント端末(4台)初期セットアップ作業 (※サーバ機無し)
  - ・ 連携バッチ環境設定
  - ・ マスタ設定等環境設定
3. Probonoプレミアム付商品券対応パッケージ適用
  - ・ パッケージ適用準備、事前確認
  - ・ パッケージ適用作業
  - ・ パッケージ動作確認
4. データセットアップ(連携)作業
  - ・ Acrocity→Probono連携ツール適用(住基・税)、初回データ作成(住基・税)
  - ・ 初回データセットアップ作業(住基・税)
  - ・ 外部データセットアップ作業(生保、施設、住登外、DV取込) ※作成は島本町様
  - ・ 交付対象者ファイル登録(作成、付番)
5. テスト作業、確認支援
  - ・ データ連携テスト、外部データ取込テスト、確認支援
  - ・ 各帳票出力テスト、印字確認
6. イベント支援
  - ・ 各イベント立会い支援  
(※申請書初回作成、申請受付・審査開始、決定通知書発行、引換券交付)
7. 本番適用・切替作業
  - ・ 本番切替準備、本番切替
  - ・ 確認支援
8. プロジェクト管理
  - ・ 本件に関する進捗管理、課題管理、Q&A対応

以 上

## 別表2. 契約の前提となる条件

### [前提条件]

#### (1) 対象システムについて

- ・ Probono国政プレ券ヘルパー(プレミアム付商品券購入引換券管理システム)
- ・ Acrocity-Probonoプレミアム商品券システム連携ツール(住基・税)

#### (2) 作業内容について

- ・ 「1.2 作業内容」に記載した作業を受託範囲とする。

#### (3) 実施期間について

- ・ 契約締結時から、令和2年3月末 までとする。

#### (4) その他

- ① 本作業は、現在運用中のAcrocity住民情報システムからの連携を前提として、Probonoプレミアム付商品券購入引換券管理パッケージの標準導入・適用とする。
- ② パッケージ標準での運用を前提とし、Probonoプレミアム付商品券購入引換券管理パッケージの個別要件対応による個別カスタマイズ(機能及び画面・帳票の開発・修正)は一切行わない。  
(※帳票等は一部文言等、パラメータにて変更できる範囲での対応となります。)
- ③ システムを運用するにあたり、サーバ機は導入しないPC端末4台の構築及び運用を前提とする。端末4台の設定作業を含む。
- ④ 本件は、Probonoプレミアム付商品券購入引換券管理パッケージを運用した、申請書発行や購入引換券発行機能のサービス提供までとなり、低所得者の一括審査機能や購入引換券の消込管理機能等は含まれていない。
- ⑤ Acrocity住民情報システムに無い、生活保護や施設情報、住登外、DV等の必要な外部連携データ作成作業は、本作業に含まない。  
臨時福祉給付金実施時と同様、島本町様にて、当社規定フォーマットのExcel(CSV)で整理・作成いただき、当社はデータを受領しセットする前提とする。
- ⑥ 今後、国からの改正等により、仕様変更や対応作業に変更あった場合、再度見積を行うものとする。
- ⑦ 本作業内容及び、前提条件に変更があった場合には、別途貴町と作業内容及び前提条件を確認いただき、再見積を行うものとする。

## 別表3. 対象システムの範囲

### [ハードウェア]

- ・ プレミアム商品券業務PC端末 (4台)

### [ソフトウェア]

- ・ Probono国政プレ券ヘルパー
- ・ Acrocity-Probonoプレミアム商品券システム連携ツール(住基・税)

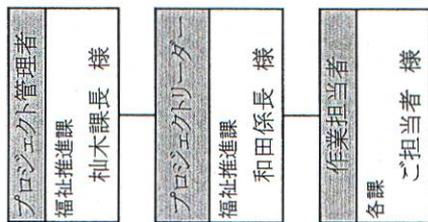
別表4. 発注者と受注者との役割分担

(凡例)○:作業実施、△:支援・確認等、□:承認、-:作業なし

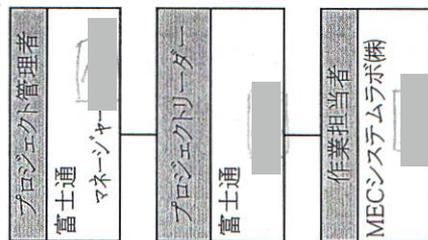
No.	作業項目	作業内容	発注者 (貴町)	受注者 (富士通)
1	打合せ、適用準備、パラメータ確認・検討	打合せ、資料準備、パッケージ適用準備、詳細内容確認、パラメータ検討作業	△	○
2	端末機器導入・環境構築	端末初期セットアップ作業、連携バッチ環境設定、マスタ設定等環境設定	-	○
3	プレミアム付商品券対応パッケージ適用	パッケージ適用準備、事前確認、パッケージ適用作業、パッケージ動作確認	-	○
4	データセットアップ(連携)作業	連携ツール適用(住基・税)、初回データ作成(住基・税)、外部データセットアップ、交付対象者ファイル登録	△	○
5	テスト作業、確認支援	データ連携テスト、外部データ取込テスト、確認支援、各帳票出力テスト、印字確認	△	○
6	イベント支援	イベント立会い支援(※申請書初回作成、申請受付・審査開始、決定通知書発行、引換券交付)	○	△
7	本番適用・切替作業	本番切替準備、本番切替、確認支援	△	○
8	プロジェクト管理(令和元年度)	スケジュール管理、QA管理、課題管理等	△	○

別表5. 主任担当者および推進体制図

島本町 様



富士通



※上記は基本的な窓口の人員数であり実作業に関しては作業量に応じて随時増員  
・変更して対応を行う。

別表6. 受注者の作業のために発注者が貸与するドキュメント

無し
----

別表7. 納入物品一覧(パッケージドキュメント+本改修での対応部分を対象とします)

No	名 称	数量	形式	納入日	検査期間
1	プレミアム商品券対応業務システム仕様書 (令和元年度)	1部	文書	作業完了時	納入後10日間
2	作業完了報告書	1部	文書	作業完了時	納入後10日間
	以下余白				

別表8. 作業環境、貸与設備、貸与ソフトウェア等

[作業実施場所]

- ・ 貴町指定の作業場所

[貸与設備]

- ・ プレミアム商品券業務PC端末
- ・ Acrocity住民情報システム(収納管理) ソースプログラムモジュール
- ・ Acrocity住民情報サーバ機器
- ・ Acrocity業務開発端末(デスクトップパソコン、ノートパソコン)
- ・ 貴町管理マニュアル

## 別表9. 検査

受注者の納入物品に関する検査は、別表7に定める個々の納入物品毎に行うものとします。その検査期間は別表7に定める「検査期間」と同期間とする。  
なお、発注者の受注者に対する検査合格証の交付は、別紙「作業完了報告書」で行うものとし、全ての納入物品の検査合格後に一括して行うことができるものとする。

## 別表10. 著作権の取扱い

1. 本契約に関連して発注者に供給される著作物(以下、総称して著作物という)に関する著作権は、受注者、供給元その他の著作権者(以下、著作権者という)に帰属するものとし、発注者に移転しないものとする。
2. 発注者は、著作権者から許諾を受けた場合を除き、著作物の複製、改変その他著作物にかかわる著作権侵害となる行為を自ら行なわないことはもちろん、その他の第三者に対し、著作物にかかわる著作権侵害となる行為を許諾してはならない。よって納入物は、島本町プレミアム商品券事業システム以外での使用は認める事は出来ません。

## 別表11. その他

### 債務不履行責任について

発注者または受注者は、本基本契約または個別契約に基づく債務を履行しないことにより、相手方に損害を与えた場合、発注者および受注者によるその損害額等について協議のうえ、損害発生の原因となった個別契約に定める作業に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとする。

本項により、責任を負う期間は、当該個別契約に定める作業完了日から1年間とする。

## 特定個人情報の取扱いに関する覚書

島本町（以下「発注者」という。）と富士通株式会社関西支社（以下「受注者」という。）はプレミアム付商品券事業システム対応業務（以下「原契約」という。）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第10項に定める個人番号利用事務又は同条第11項に定める個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託した場合において、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、以下のとおり覚書を締結する。

### （定義）

第1条 本覚書における用語の定義は、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び番号法に定めるところによる。この場合において、条例第4条及び番号法第2条の双方に定めがある用語の定義については、条例の定めるところによる。

### （特定個人情報の取扱いの委託）

第2条 発注者は、個人番号利用事務等を実施する上で必要な最小限度において、特定個人情報を受注者に取扱わせるものとする。

### （秘密保持義務）

第3条 受注者は、原契約に基づき実施する個人番号利用事務等（以下「本件業務」という。）において取り扱う特定個人情報（以下「本件特定個人情報」という。）を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務を実施する以外の目的で、利用し、複写し若しくは複製し、又は加工してはならない。

2 受注者は、第7条により発注者が許諾した再委託先に提供する場合及び本件業務を実施するために必要がある場合を除き、本件特定個人情報を他に提供し、又は漏えいしてはならない。

### （持出しの禁止）

第4条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施するために必要がある場合を除き、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、受注者の事業所内から持ち出してはならない。

### （目的外利用の禁止）

第5条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施する以外の目的に利用してはならない。

### （安全管理措置）

第6条 受注者は、本件業務の遂行にあたり、本件特定個人情報の漏えい、滅失

又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、発注者が前項に定める安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

（再委託）

**第7条** 受注者は、本件業務を実施する上で、本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）することができる。この場合、受注者は発注者に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得なければならない。

- 2 受注者は、再委託する場合、再委託先に対して、第6条に定める安全管理措置その他の本覚書に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい事案等の発生時の対応）

**第8条** 受注者は、本件特定個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、又は発生した可能性がある場合には、直ちに発注者に報告するものとする。この場合、発注者及び受注者は、事故の拡大及び再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事案によって本人が被る権利利益の侵害の状況、事案の内容及び規模等に鑑み、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

（損害賠償）

**第9条** 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本件特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、原契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

（特定個人情報の返却・廃棄）

**第10条** 受注者は、本件業務が終了したとき、又は発注者の求めがあるときにはいつでも、発注者の指示に従い、本件特定個人情報（その複製物及び複写物を含む）の全てを発注者に返却し、又は復元できない手段で廃棄若しくは削除しなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃棄又は削除について記録に残さなければならない。
- 3 受注者が第1項の廃棄又は削除を行った場合、受注者は、発注者に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（責任者）

第11条 受注者は、本件業務を実施するにあたり本件特定個人情報の取扱いに関する管理責任者を定め、発注者に報告するものとする。

(従業者に対する監督・教育)

第12条 受注者は、本件業務に従事する従業者(受注者の組織内にあつて直接間接に受注者の指揮監督を受けて受注者の業務に従事している者をいう。従業員、取締役、監査役、理事、監事、及び派遣社員等を含むがこれに限られない。以下「事務取扱担当者」という。)の範囲を明確にして発注者に報告した上で、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督・教育を行わなければならない。

- 2 受注者は、事務取扱担当者に対し、本件特定個人情報に関する秘密保持義務を負わせるものとする。
- 3 受注者は、事務取扱担当者が退職する場合、事務取扱担当者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての本件特定個人情報の返還若しくは破棄を義務づけ、漏えい等を防止するために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(本人に対する責任等)

第13条 発注者は、本件特定個人情報に、適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に本件特定個人情報を取り扱う業務を委託することについて、本人に対して責任を負う。

- 2 受注者は、本人から本件特定個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から本件特定個人情報の提供を要請された場合、速やかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(報告及び実地調査)

第14条 受注者は、発注者に対し、本覚書締結日から1年が経過するごとに、本覚書内容の遵守状況について書面により報告しなければならない。

- 2 発注者は、安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、実地の調査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、本件業務の実施に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。
- 3 前項の調査にあたり、受注者は発注者に対して、受注者の営業秘密(不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。)に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。
- 4 発注者は、第2項の調査のために受注者の事業所等への入館が必要となる場合、受注者所定の入退館等に関する規則に従うものとする。
- 5 受注者は、発注者による第2項の調査が通常範囲を超えると判断するとき

は、発注者及び受注者で協議の上、調査の受入れのために受注者が要した費用を発注者に請求することができるものとする。

(有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本件業務の終了の日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第3条、第9条、第10条、第13条、第16条及び第17条は、本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(原契約との関係)

第16条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めるところによる。

(合意管轄)

第17条 本覚書に関する紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議し、円満に解決を図るものとする。

令和元年 6 月 17 日

住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
発注者 島本町

氏名 代表者 島本町長 山田 紘平

印

住所 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番6号  
受注者 富士通株式会社 関西支社

氏名 代表者 支社長 梅原 洋二



様式第4号の2(第10条関係)

個人情報取扱委託事務概要書

令和元年7月1日現在

事務の名称	プレミアム付商品券事業 (個人情報取扱事務登録簿 登録番号 10 )	
事務の目的	プレミアム付商品券引換券の発券	
所管課	福祉推進課	
対象者	平成31年1月1日現在島本町の住民基本台帳に登録されていた者のうち平成31年度住民税非課税者	
受託者の名称	㈱パソナ	
委託事務の内容	プレミアム付商品券引換券発券事務に係る電話対応・窓口対応・審査入力	
基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日等 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 所得・収入 <input type="checkbox"/> 資産の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 課税・納税 <input type="checkbox"/> 取引の状況 <input type="checkbox"/> 債務の状況 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
心身の状況	生活の状況	制限記録項目
<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教 <input type="checkbox"/> 人種・社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪に関する事項 <input type="checkbox"/> 審議会意見事項 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
備考		



## 業務委託契約書

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 委託業務の名称 | 島本町プレミアム付商品券事業等事務に係る人材派遣委託業務             |
| 2 履行場所    | 島本町役場                                    |
| 3 派遣期間    | 令和元年7月1日から令和元年11月30日まで                   |
| 4 業務委託料   | スタッフ1時間につき1,980円<br>(消費税及び地方消費税の額を含まない。) |
| 5 契約保証金   | 免除                                       |

上記の業務委託について、島本町（以下「発注者」という。）と、株式会社パソナ（以下「受注者」という。）とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 6月 28日

住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
発注者 島本町  
氏名 代表者 島本町長 山田 紘平

住所 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号  
受注者 株式会社パソナ  
氏名 代表者 常務執行役員 人材派遣・BPO事業  
関西営業本部長 實松 恭子

(総則)

第1条 受注者は、発注者の定める別記「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料及び履行期間をもって、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の規定による仕様書に明記されていない事項については、発注者及び受注者とは協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従う。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和2

2年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(注意義務等)

第3条 受注者は、派遣労働者に対し、適切な労務管理を行い、発注者の名誉及び信用を失墜する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、原則として、労働基準法他関係法規上の使用者として全責任を負い、あわせて、労働者災害補償保険、雇用保険上の事業主としての責任を負う。

(苦情処理)

第4条 発注者と受注者は、互いの緊密な連携の下に、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題の適切かつ迅速な処理、解決に努めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(誓約書の提出等)

第7条 第5条及び第6条の規定により権利、義務を第三者に譲渡し、又は業務を他に再委託したときは次のとおりとする。

2 受注者は、受任者又は下請負人等が、島本町暴力団排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴集し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

3 発注者は、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者を受任者又は下請負人等としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約等の解除を求めることができる。

4 前項の規定により契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(派遣契約期間の短縮)

第9条 発注者が業務の都合により、やむを得ず派遣契約期間の短縮をしようとする場合は、発注者は受注者に対し、30日以上予告期間を設けて通知するものとする。

(損害による必要経費の負担)

第10条 委託業務中受注者の重大な過失により生じた損害は受注者の負担とし、その他の場合は、そのつど発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務指示)

第11条 発注者は、派遣労働者について、その者が発注者において従事すべき業務の遂行に関し、必要な指揮命令を行うことができる。

2 受注者は、派遣労働者について、前項の指揮命令のほか発注者における職場秩序の維持に関し発注者が行う指示に従うよう適切な措置を講じなければならない。

3 発注者は、別紙「仕様書」に定める就業条件等に違反して派遣労働者を使用してはならない。

(派遣労働者に対する異議)

第12条 発注者は、派遣労働者について、契約の履行又は管理につき著しく不相当と認める者がいるときは、理由を明示して他の者と替えることを求めることができる。

(派遣元責任者の設置)

第13条 受注者は、派遣元責任者を定め、発注者に通知しなければならない。派遣元責任者を変更した場合も同様とする。

(委託料の請求及び支払)

第14条 受注者は、派遣先管理台帳に基づき、月単位で種別(単価別)ごとの総時間数に委託料の単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を含めて発注者に請求し、発注者は請求書を受理した日から起算して30日以内にその金額を支払うものとする。ただし、各々乗じて得た額において1円未満の額は切り捨てるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に著しく違反したとき。
- (2) 受注者が、正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎてもこれに着手しないとき。
- (3) 受注者が、この契約に定める履行期間内に委託業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 委託業務の実施につき、受注者に不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が、正当な理由がないのに、発注者の指示に従わないとき。

- (6) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
  - (7) 受注者が再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の締結にあたり、その相手方が暴力団員等に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (8) 受注者が暴力団員等に該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合は除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、2,659,000円から既に実施し発注者の検査に合格した業務に対する金額を差し引いた金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間に納付しなければならない。

（天災等による履行不能）

第16条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

（人権啓発研修）

第17条 受注者は、派遣労働者に対し、基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

（個人情報保護）

第18条 受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項に規定する次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。
- (2) 提供資料等の目的外利用の禁止
- (3) 提供資料等の複写及び複製の禁止
- (4) 事故発生時の報告の義務
- (5) 提供資料等の返還義務
- (6) 知り得た個人情報に関し、条例第28条等の罰則の規定に抵触したときは処罰される場合がある。

（障害者差別解消の取組）

第19条 受注者は、委託業務の実施に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第11条の規定により主務大臣が定める指針に則るほか、島本町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の規定に準じて、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（秘密の保持）

第20条 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、派遣労働者に対し、前項の義務を遵守させるよう教育指導をしなければならない。

(消費税等額の変動)

第21条 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

## 島本町プレミアム付商品券事業等事務に係る人材派遣委託業務仕様書

1 業務名称 島本町プレミアム付商品券事業等事務に係る人材派遣委託業務

2 業務内容

労働者派遣（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）に基づく業務

プレミアム付商品券の発券等に係る次の業務

- (1) 申請案内の封入及び発送
- (2) 問合せ等に係る電話対応業務
- (3) 窓口での申請受付対応業務
- (4) 郵送申請の封筒の開封及び分類
- (5) 申請書類の審査及びシステム入力
- (6) 引換券の印刷、封入及び発送
- (7) 書類不備等の申請者に対する連絡通知の発送
- (8) 決定済書類の分類及び収納
- (9) その他上記に関連する業務

3 派遣期間

令和元年7月1日～令和元年11月30日

4 就業場所

通常は島本町役場庁舎内執務室とする。ただし、業務上必要が生じた場合において、発注者は派遣労働者に対して就業場所を別に指定することができる。

5 指揮命令者及び責任者

(1) 指揮命令者及び派遣先責任者

役職 健康福祉部福祉推進課長

氏名 杉木 利徳

連絡先 電話075-962-7460

(2) 派遣元責任者

役職 北大阪チーム長

氏名 小林 富美

連絡先 電話06-7636-6108

## 6 苦情の申出先

### (1) 指揮命令者及び派遣先責任者

役 職 健康福祉部福祉推進課長

氏 名 杉木 利徳

連絡先 電話 075-962-7460

### (2) 派遣元責任者

役 職 北大阪チーム長

氏 名 小林 富美

連絡先 電話 06-7636-6108

## 7 就業時間及び休憩時間

原則として午前9時から午後5時30分までとする。やむを得ない場合には、受注者において締結する36協定に基づき、就業時間以外の時間及び休日に勤務を命じることができる。

休憩時間は、1時間取得するものとする。

## 8 休日

島本町の休日を定める条例第1条第1項の規定による。

## 9 派遣者人数

職員配置計画を基本とするが、業務量の変化により、人数を変更することがある。

## 10 職員配置計画

令和元年7月から9月	2人
令和元年10月から11月	1人

### 11 就業状況の報告

発注者は、派遣労働者別に派遣先管理台帳を作成し、受注者に対して就業状況の報告を行うものとする。

### 12 派遣労働者の交代

次に該当する場合は、派遣労働者を交代させるものとする。

(1) 派遣労働者の傷病等の理由によるとき

(2) その他指揮命令者が、業務に支障をきたすと判断したとき

### 1.3 委託料の単価

#### (1) 通常の勤務

午前9時から午後5時30分までの派遣職員1人にかかる1時間あたりの勤務については、1時間に対する単価に1か月の勤務時間を乗じた額とする。

#### (2) 時間外勤務

前号に掲げる勤務時間以外の1時間に対する単価は、前号の1時間単価に100分の125を乗じて得た額とする。

#### (3) 休日勤務

休日における1時間に対する単価は、前々号の1時間単価に100分の135を乗じて得た額とする。ただし、月45時間を上限とし、月60時間を越えた場合は、100分の150を乗じて得た額とする。

#### (4) 交通費

実費分を支払うものとする

### 1.4 委託料の請求及び支払

受注者は、派遣先管理台帳に基づき、月単位で種別（時間単価別）ごとの総時間数に委託料を乗じて得た額を甲に対して請求し、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内にその金額を支払うものとする。

ただし、各々乗じて得た額において1円未満の額は切り捨てるものとする。

### 1.5 秘密の保持の宣誓

派遣労働者は、秘密の保持の義務を遂行することを約する書面に署名捺印してからでなければ、職務に就くことができないものとする。

### 1.6 苦情処理の方法・連携体制等

#### (1) 苦情の申し出を受ける者は、上記苦情の申出先とする。

#### (2) 発注者及び受注者は、上記に定める苦情の申出先が苦情の申し出を受けた時は、その者をして、ただちに当該苦情につき派遣元責任者又は派遣先責任者へ連絡させるとともに、当該苦情の申出先担当者を中心として誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。

#### (3) 発注者及び受注者は、苦情の申し出の担当者による解決が容易であったため即時に処理した苦情の他は、当該苦情及びその処理方針につき相手方に遅滞なく通知するとともに、密接な連絡調整を行いつつ、両者協議のうえ、その解決を図るものとする。

#### (4) 発注者及び受注者は、本条に基づき派遣労働者からの苦情の申し出を受領した場合には、当該苦情の処理に関する事項を遅滞なく、派遣元管理台帳又は派遣先管理台帳に記載するものとする。

17 派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置  
中途解除は、派遣労働者の就業機会の確保に十分配慮して、次の方法により行  
うものとする。

- (1) 発注者は、専ら発注者に起因する事由により中途解除を行おうとする場合に  
は、受注者の合意を得ることはもとより、あらかじめ30日以上猶予期間を  
もって、受注者に解除の申し入れを行うとともに、他の就業先を斡旋する等の  
方法により、甲において派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。  
これができないときには、当該派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも  
30日前に、受注者に対しその旨の予告を行い、受注者が派遣労働者に支払う  
休業手当等相当額以上の額面を賠償するものとする。発注者は速やかに当該契  
約の残余期間の委託料金に相当する額についての損害の賠償を行うものとし  
る。
- (2) 発注者及び受注者の双方の責に帰すべき事由がある場合には、発注者及び受  
注者のそれぞれの責に帰すべき部分の割合について、発注者及び受注者とで協  
議して定めるものとする。
- (3) 発注者は、本契約の期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合  
であって、受注者から請求があったときは、本契約の解除を行う理由を受注者  
に対し明らかにするものとする。

## 18 安全及び衛生

発注者は、安全衛生法の趣旨に沿って、快適な職場環境の形成、保持に努める。

## 19 便宜供与

発注者は、派遣労働者に対し、更衣室等の利用、売店の利用等所要の福利厚生  
の便宜供与に努める。

## 20 その他の留意点

- (1) 長期の休暇の場合は代替者を派遣する。
- (2) 勤務命令を伴わない就業時間以外の業務は、委託料の対象としない。
- (3) 経験者及びそれに準ずる業務経験のある者を派遣する。
- (4) 服装は業務にふさわしいものとする。
- (5) 委託料には、給料、交通費、保険、消費税等すべてを含む。
- (6) 業務内容には、コンピュータ（給付金管理システム）の使用が伴うので、必  
ず使用能力を有するものとする。

